札 公 告 入

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和6年2月19日

国立研究開発法人水産研究·教育機構 開発調査センター所長 山下 秀幸 (公印省略)

1 . 調 達 内 容

(1)調達件名及び数量

海洋水産資源開発事業(いか釣:日本沿岸海域)に係る用 船及び漁獲物販売委託業務一式

(2)調 達 仕 様 入札説明書による。

(3)履 期 行 間

自) 令和6年6月20日 至) 令和6年12月19日

(4)履 行 所 入札説明書による。

(5)入 札 方 法

入札金額は、1隻分の用船料1ヶ月分に相当する金額を 記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記 載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を 加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載 すること。

2. 競争参加資格

(1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一 資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級 に格付けされている者であること。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及 び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止 措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者でないこと。

3 . 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説 明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式 等)の交付を受けること。

① 直 接 交 付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階

国立研究開発法人水産研究·教育機構

開発調査センター開発業務課

話 $0 \quad 4 \quad 5 \quad - \quad 2 \quad 7 \quad 7 \quad - \quad 0 \quad 1 \quad 7 \quad 9$

 $0 \quad 4 \quad 5 \quad - \quad 2 \quad 7 \quad 7 \quad - \quad 0 \quad 2 \quad 0 \quad 9$ F A X

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業(いか釣:日本 沿岸海域)に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札 説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者 名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFA X送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業(いか釣:日本 沿岸海域)に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札 説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者 名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ①あてFAX送信すること。

4 . 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年3月4

日までに上記3. あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

入札者は入札説明書に示す提案書を下記6. に定める 受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

5 . 提案書の提出方法

(1) 入札書の受領期限 及び提出場所

(2) 開札の日時及び場所

令和 6 年 4 月 8 日 1 2 時 0 0 分 3 . ① に同じ。

令和6年4月12日 14時30分 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ1006階 国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

開札後、価格評価点の計算及び技術評価点との合計作業があるため落札者の決定までに時間を要することがある。また、下記7.で不合格となった者の入札書は開札しない。

7 . 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧(要求事項)に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち基礎項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

- 8. その他
 - (1) 契約手続きにおいて 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免 除。

(3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団体を除く。

(7)詳細は入札説明書による。

- 9. 契約に係る情報の公表
 - (1) 公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 - ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等^{※注1} として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開

発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

- ※ 注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報 (人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

します。

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

10.公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願い

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用船仕様書

1. 調査名:海洋水産資源開発事業(いか釣:日本沿岸海域)

2. 調査目的

省エネルギーとカーボンニュートラルに対応し、高解像度モデルによる漁場予測による, 効率的で持続的ないか釣り漁業の開発に資することを目的とする。

3. 調查項目

- (1) 漁場形成要因の解明および漁場予測モデルの開発
 - ① 漁場での海洋観測

漁場到着後,速やかに CTD を用いて,最大水深 300m まで鉛直海洋観測(塩分・水温)を実施する。観測水深は,測器が着底しないように事前に魚群探知機で水深を確認した上で適宜調整する。本結果と過去のいか釣り漁場の海洋環境情報を合わせて解析し,漁場選択における指標となる海洋環境を検証する。

② 海洋観測実測値とモデル値の比較検証 漁場での観測値と海洋モデルの予測値を比較し、漁場予測モデル作成のための 誤差範囲を検討し、モデルのチューニングを行う。

③ 漁獲予測の検証

小型いか釣り船での漁獲調査を実施し、漁場モデルの開発と検証を行うととも に、取得データを内挿して漁場予測モデルの高精度化を図る。調査後半では、陸 上で計算した予測値を船に送信し、その精度の検証を行う。

(2)LED 漁灯の効果的な使用方法の提案

漁灯

① 調査船の配光特性把握

発光波長の適正化を図ったプロトタイプ LED 漁灯を搭載し、その配光特性とそれによるスルメイカ群の行動特性の違いを把握する。この結果に基づいて、釣り機との連動についての検討を開始する。また、LED 漁灯の搭載にあたっては、波長毎の漁灯の効果を最大限に引き出せる設置箇所を検討する。

② 配光変化がスルメイカの行動に及ぼす影響

操業中に減灯、発光波長の割合等の変更・調整を行い、スルメイカの行動変化を計量魚群探知機の画像で観察する。これにより、スルメイカの「誘集」、「釣り上げ」のフェーズ別に適正な漁灯操法等を検討する。

③ 小型いか釣り船操業の燃油消費実態の把握

燃油消費に関するデータを"見える化装置"により常時取得し、漁船の燃油消費の実態を把握する。これによって、漁船漁業の燃油経費支出の削減、即ち省エネルギー化に向けた検討を進める。

当該漁船の航海時,漁場探索時,操業時における主機関の燃油消費と船速等の 実態を詳細に調査・分析する。これによって,操業時の燃油消費実態を明らかに し、時期や漁場の条件の違いを排除した、操業時の漁灯の変更に伴う省エネルギー効果を明らかにする。

釣機

① 釣機コントロールのためのトルクデータの収集

自動釣機のトルクデータを収集する。収集したトルクデータの分析によって、 最適な漁灯による最適釣獲深度を検証し、漁灯別の自船下における状況の違いを 反映させた漁灯との一体コントロールの可能性を検討する。

② 釣獲傾向の把握

釣獲されたいか類の尾数を一定の時間ごとに記録する。これにより、配光の変化や時間帯によるいか類の釣獲傾向を把握する。

4. 船舶要目

- (1)漁業種類:いか釣漁業
- (2) 航海能力:2週間程度の無寄港航海が可能であること。
- (3) 総トン数:10トン以上30トン未満
- (4)漁労設備等:

自動いか釣り機(搭載モーター600W以上、魚探連動機能搭載)一式を 14 台以上備えていること。

- (5) 付帯設備
 - 1) 航海及び漁労計器等

GPS, レーダー, 船舶電話, ファクシミリ, ソナー及び魚群探知機を備えていること。ソナーと魚群探知機は, 映像をビデオ出力するための外部出力端子をあらかじめ備えているか, 調査開始までに応募者において端子を増設可能としておくこと。

加えて、燃料消費量監視装置を増設する予定があることから、ブリッジ内に 配電盤から配線し、ブレーカースイッチを有する 24V 電源を備えること。

CTD (空中重量 5kg), バンドン採水器 (空中重量 5kg) をいか釣り機により垂下することから、十分な引っ張り強度を持つワイヤーを装備していること。

2) 漁灯

漁灯は全灯 LED であること。

3) 保冷設備

冷凍品を-20℃以下で20トン以上積載可能であること。

4) 冷凍設備

-30℃以下で1回当たり1.5トン以上の冷凍能力を有すること。

- 5) その他有ることが望ましい設備等(必須条件とはしない)
 - ① 潮流計
 - ② AIS(自動船舶識別装置)
 - ③ 気象,海象および海洋環境情報等の配信システム(例:一般社団法人漁業情報サービスセンターが提供する「エビスくん」など。)
 - ④ 電水電解装置

(6) その他

- 1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として3名以上を含むこと。
- 2) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障をきたさない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。
- 3) 北海道,青森県,秋田県,山形県,石川県,福井県,鳥取県,山口県,福岡県,長崎県および岩手県において操業できる許可を保持していること。
- 4) 用船期間中の開発調査センターによる漁灯換装の指示に適宜対応可能であること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数は3名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、いか釣り操業が十分に 行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は、いか釣り漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員はいか釣り漁業の経験があること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時並びに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

6. 用船期間

- (1) 用船開始日:令和6年6月20日(未定港)
- (2) 用船解除日: 令和6年12月19日(未定港) ただし, 用船開始・解除の日程は開発調査センターと船主側の協議により 変更可能とする。
- 7. 調査海域:日本近海(北海道道東から九州北方海域)
- 8. 担当研究所 開発調査センター
- 9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的 記録媒体のセキュリティーチェック
- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時 又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック (コンピューターウイルスの排除 処理) を行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウエア (注) での処 理を行うこと。
- (2)上記(1)のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウエア(注)の何れかで行うこと。
 - (注) 調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウエアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しな

い。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 本件を請け負う者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。
- (4)漁船内は、受動喫煙防止を規定した健康増進法の対象外ではあるが、できる限りの分煙を行い、受動喫煙防止に努めること。

11. 附帯業務 (燃油の調達)

本用船に必要な燃油の調達は、開発調査センターの指示に従い、以下の要領により 実施すること。

- (1) 調達にあたっては、可能であれば入札や見積合わせ等により競争性の確保に努めること。
- (2) 調達した燃油の代金の支払いは船主において行うこと。
- (3) 船主は、開発調査センターから当該代金の支払いを受けるため、当センターに対し調達に要した入札書、見積書等の証憑書類及び請求書を速やかに提出すること。
- (4) その他調達にあたり必要な経費が生じるときは、船主はその経費の内容について 開発調査センターと協議し承認を得ること。

【参考】想定される調達数量

約80 kL

(A 重油 JIS 1種1号相当品の規格を満たし、かつ硫黄分0.5質量%以下)

調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船(以下「本船」という。)は国立研究開発法人水産研究・教育機構 (以下「機構」という。)を使用者とし、調査に従事することを目的とす る。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他 関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合 格したものであること。

なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。

3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。

ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。

- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査に ついて、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
- (1)標識

本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。

(2) 諸設備

本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。

- 8 本船は船舶要目表、海員(乗組員)名簿、有効な船舶検査証書、船舶検 査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を 提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備 を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領 によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。 ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。

(1)標識

外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。

(2) 諸設備

- ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態 に維持管理すること。
- イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専 用の場所を確保すること。
- ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海 計器を備えること。

なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。

4 調査に付随して採補された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上 自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がける こと。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
- (1) 出入港及び転描のとき
- (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
- (3) 視界不良及び海難救助のとき
- (4)調査のとき
- (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとと もに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の 割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
- (1) 上長の職務上の命令に従うこと
- (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
- (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
- (4) 船長の許可なく下船しないこと
- (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
- (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
- (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
- (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
- (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
- (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
- (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを 着用すること

- 9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。
- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること
- 10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。
- 11 機密の保持について
 - (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
 - (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意 すること
 - (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

漁獲物販売委託業務仕様書

- 1. 調 査 名 海洋水産資源開発事業(いか釣:日本沿岸海域)
- 2.業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下、「機構」という。) が用船の目的である調査を実施することにより取得する漁獲物について、 適切な販売収入を得るため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う
- 3. 予定水揚げ港 北海道道東から九州北方海域の複数港
- 4. 業務期間 自) 令和6年6月20日 至) 令和6年12月19日
- 5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物

年間予定水揚数量:約6トン

主な漁獲物:小型イカ釣り船で漁獲した漁獲物(主にスルメイカ・ケンサキイカ類)

6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、1.0%とする。

なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手 数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれない。

- 7. 業務内容 上記 5. の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
 - (1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
 - ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の問屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
 - ② 市場に対して入港日,漁獲物明細を連絡し,当機構と打ち合わせのうえ,販売方法(市場上場、倉入の割合等)の調整を図ること。
 - ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。

- ④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物(製品)の PR 等を行うこと。
- (2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項 当機構の販売戦略に役立つよう,各港における市況等の情報提供を行うこと。
- (3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項 全ての水揚げに立ち会いを求めないが、当機構の立会いの依頼については、誠実に対 応すること。
- (4) 販売結果の報告に関する事項 販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証票(市場仕切書等) 添付して提出すること。
- (5) 販売代金の当機構への送金に関する事項 販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を遅滞なく 当機構指定の口座に振り込むこと。
- 8. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。

■フラッグ

フラッグには、シンボルマークと法人名の組み合わせの「英語バージョン・中央揃えタイプ」を使用してください。フラッグのサイズは幅2.4m、高さ1.6mを基準としています。ただし、比率を同じくすれば他のサイズでの使用も可能です。なお、フラッグに使用する場合のカラーは、プリントのクオリティのバラつきを防ぐため、「グラデーションなしバージョン」を原則とします。



■指定色

プロセスカラー RGB カラー

C_100 R_12 M_75 G_36 Y_10 B_117 K_10

特色指定

PANTONE__7462 C DIC__184